

# 家庭で保育をされている保護者のみなさまへ

## 幼児教育・保育無償化のための申請案内

(子育てのための施設等利用給付認定)

令和元年10月1日から開始される幼児教育・保育の無償化のために必要となる「子育てのための施設等利用給付認定」の申請手続きについてのご案内です。

内容をよくご確認ください。申請してください。

### 【申請手続き等のお問い合わせ先】

高島町福祉こども課子育て支援係 〒992-0392 高島町大字高島 436

Tel.52-3031 ※月曜～金曜（祝日除く） 8:30～17:15

申請が必要です！

### 無償化の対象者

☆保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育、事業所内保育を利用できていない方で、保育の必要性の認定を受けた子ども（保育の必要性の事由と認定期間は別紙をご覧ください）

### 無償化の対象となるもの

#### 利用料のみです

☆3～5歳児

・月額上限37,000円

☆0～2歳児

・月額上限42,000円

※町民税非課税世帯に限ります

の範囲内で利用料が無償化されます。

※児童の年齢は、各年4月1日時点の年齢で判断します。

### 無償化の対象外となるもの

給食費（ごはん、おかず、おやつ代）や交通費などは無償化の対象外です。

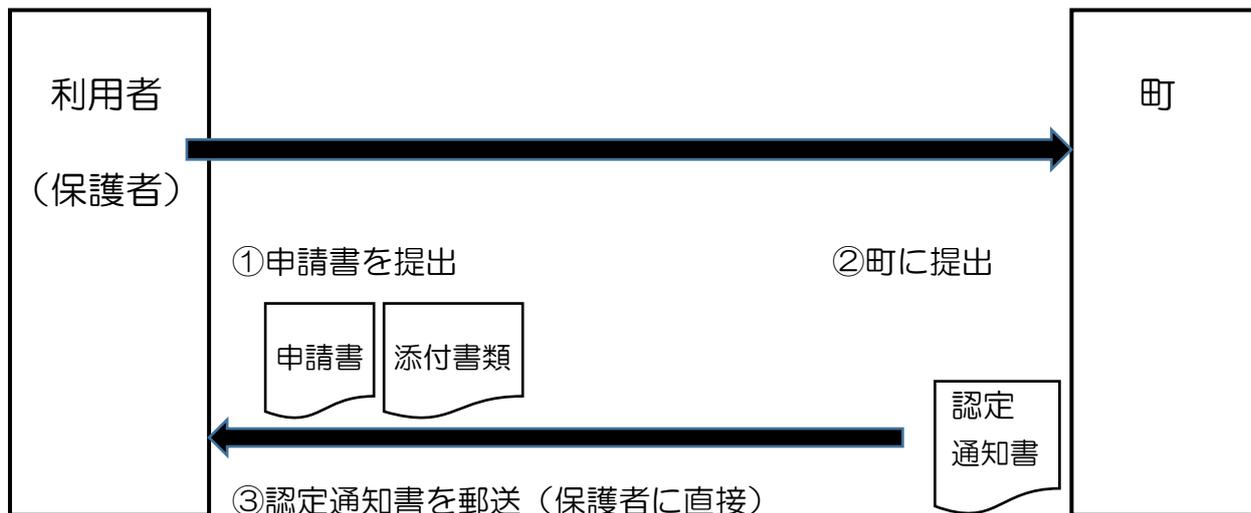
無償化の対象となる施設・事業（保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育、事業所内保育を利用できていない方です）

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

申請手続き

①保護者は同封の申請書（子育てのための施設等利用給付認定・申請書）に記入していただき、添付書類と一緒に町に提出。

②町で書類を確認後、認定通知書を保護者に直接郵送  
～手続き流れのイメージ～



提出書類

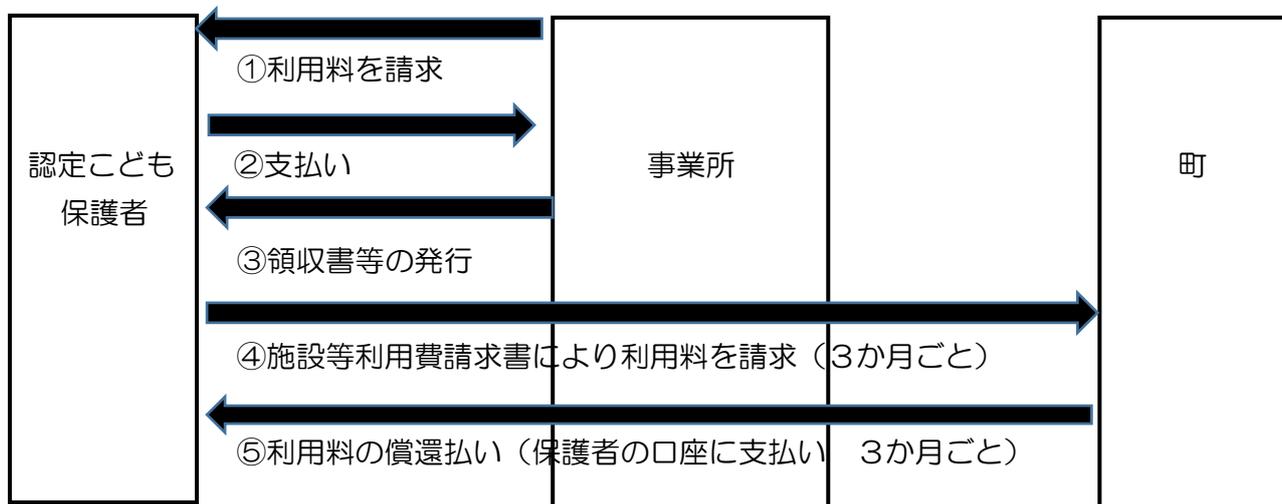
- 子育てのための施設等利用給付認定申請書 ※裏面も記入してください。
- 保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）
- （該当者のみ）保護者の住民税非課税証明書

※平成31年1月1日現在の住民票が高島町外にあった世帯で、3歳未満の子どもの世帯のみ

利用料の償還払いについて

- 利用料は、保護者から事業所へいったんお支払いしていただきます。後日、町から返金されます。（3か月ごと）

～利用イメージ～



## 保育の必要性の事由と認定期間

保育の必要性の認定要件です。保護者（父母それぞれ）及び同居されている65歳未満の祖父・祖父母が次の事由に該当する場合は、保育の必要性が認められます。

事由	要件	認定期間
1. 就労	1か月において、64時間以上労働している場合※休憩時間を含めて計算します。（自営業、内職等含む）※無収入で就労と認められない場合は対象になりません。	左の状態が継続すると見込まれる期間
2. 妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間もない場合	出産予定月とその前後2か月の計5か月
3. 育児休業	すでに保育利用している子どもで継続利用が必要である場合（原則3歳児以上）	育児休業期間
4. 保護者の疾病・障がい	病気やけが、あるいは心身に障がいがある場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
5. 同居親族等の介護・看護	同居の親族を常時介護、看護にあたる場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
6. 災害復旧	火災や風水害、地震などの災害により家屋を失ったり破損したりして、その復旧に当たる場合	災害復旧が完了すると見込まれる期間
7. 求職中（起業準備を含む）	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	3か月（※）
8. 就学・職業訓練	学校等に在学または職業訓練を受けている場合	卒業予定日または終了予定日が属する月の月末まで
9. 虐待やDV	虐待やDVのおそれがある場合	左の状態が継続すると見込まれる期間

※認定開始月の翌々月の末日時点で一定時間以上の就労をしていない等、保育の必要性を確認できない場合、認定期間が終了となります。また、就労証明書などの証明書類の提出により、認定期間が変更されます。